

ネット(熱湯)から飛んだ、熱い刺激に

発行：日本置き薬協会 事務局

インターネットでの医薬品販売を容認するための、新たな医薬品販売ルール作りを検討する厚生労働省「一般用医薬品の販売ルール策定作業グループ」の第4回の会合が9月20日に開かれ、厚生労働省から示された「一般用医薬品の販売ルール等について(案)」等が大筋で合意された。

第5回会合は必要となれば開催するものの、最終報告書案に構成員から強い異論がなければ、今回の第4回をもって同作業グループの顔号は、最終となる可能性も大きくなってきた。

問題は新たな販売ルールの内容だが、インターネット販売側は、当初の予想よりも厳しいルールを自ら提案されたことである。

配置販売にとって風向きがおかしくなってきたのは、インターネット販売容認を強硬に推進してきた楽天の三木谷氏率いる新経済連盟が作業グループ意見書とりまとめにあたり「本作業グループで議論されなかった配置販売についても、同様の観点から具体的なルールの検討、及び制度的検討がなされることを望むものである」とし、その理由として「配置販売も消費者に一般用医薬品を販売することになり、他の販売方法に求められることは(配置販売のもの)同様に求められるべきである」とわざわざ意見書を提出したことだ。

店舗販売におけるインターネット販売のルール作りだったはずが、配置販売業界にも飛び火する格好だ。

仮に、今回作業グループで合意したルール事項がそのまま配置販売業にも適用されたらどうなるのか。事実上、現行薬事法に則る、所謂「新配置」は、規則が業務の制約となり、事実上、業務が出来なくなってしまうであろう。

こうした危機感を置き薬協会は持ち、配置業最大団体の全配協配置部会関係者にこの問題を共有するよう呼びかけている。しかし、約一ヶ月が経過するなか、関係団体が一緒の席に着こうとする動きはまだない。それどころか、ネット販売容認の動きから、一部の業者からは、配置販売でも現金売りが可能なよう要望せよ、との本末転倒な声が上がっているという。

このまま進捗すれば、「店舗と配置イコール資格論」が議論されるのは、濃厚である。

従って、この解決策は、旧薬事法に則る、既存配置販売業許可で業務を存続させうるしかない、と考えている。但し、年間30時間の講習など、所謂「課長通知」に対応する資質向上の努力義務は、既存配置販売業の全業者、全従事者がその主旨を強く認識し、取り組まねばならない。

本件に関するお問合せ先 **日本置き薬協会 事務局**

〒114-0023 東京都北区滝野川3-56-9

TEL. 03-5974-6227 FAX. 03-5974-6224

日 置 協